

岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 給水装置工事の申込みにおいて、他人の所有地を通過して給水装置を設置・使用するときの同意書等について、原則として提出義務を廃止します。
- 2 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、水道事業の料金及び使用料の算定方法を改めます。
- 3 その他所要の改正を行います。
- 4 この規程は、令和5年4月1日及び同年10月1日から施行します。